

くれワンダーランド構想推進会議開催要綱

(目的)

第1条 呉市が、都会と変わらない、女性や若者がワクワク、イキイキできるまちになるため、『自然と調和した未来志向の「イキイキした呉」を構築』、『女性と若者のチャレンジ支援と時代を先取る産業の創造』、『世界に自慢できる交流都市への発展』を目指し、専門的な見地や市民の立場等から、幅広く意見を求めること等を通じてくれワンダーランド構想を推進することを目的として、くれワンダーランド構想推進会議（以下「推進会議」という。）を開催する。

(検討事項等)

第2条 推進会議は、前条の目的のため、横断的に意見交換を行うこと等を通じて、くれワンダーランド構想を推進するものとする。

2 推進会議は、前項の規定による意見交換を踏まえ、必要に応じ、市長に対して、助言や提言を行うものとする。

(開催期間)

第3条 推進会議の開催期間は、その目的が完了するまでとする。

(構成等)

第4条 推進会議の構成員は、推進会議の検討事項に関し知見を有する学識経験者、関係機関又は関係団体に属する者、市民等のうちから、市長が委嘱する。

2 推進会議に座長及び副座長を置き、構成員の互選により定める。

3 市長及び座長が必要と認めるときは、構成員以外の者を推進会議に出席させることができる。

(運営)

第5条 推進会議は市長が招集し、議事の運営は座長が行う。

2 座長が議事に出席できない場合は、副座長が議事を運営する。

(謝金等の支払)

第6条 推進会議の会議に構成員又は第4条第3項の構成員以外の者が出席した場合には、予算の範囲内で、謝金及び費用弁償を支払うことができる。

(議事の公表等)

第7条 推進会議の構成員名簿、議事概要等（呉市情報公開条例（平成11年呉市条例第1号）第9条各号に定める非公開情報を除く。）は、ホームページ等により公表する。

2 構成員は、推進会議で知り得た情報（前項の規定により公表する事項を除く。）をみだりに他に漏らしてはならない。構成員を退いた後も同様とする。

(ワーキンググループ)

第8条 推進会議は、第1条の目的を達成するために分野ごとに意見交換を行う必要がある場合は、推進会議にワーキンググループを置くことができる。

2 前項に定めるもののほか、ワーキンググループに関する事項は、第4条から前条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「推進会議」とあるのは、「ワーキンググループ」と読み替えて適用する。

(庶務)

第9条 推進会議の庶務は、企画部において関係機関の協力を得て処理する。

2 ワーキンググループの庶務は、市長が別に定める部において関係機関の協力を得て処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進会議及びワーキンググループに関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成30年5月 日から実施する。